平成25年6月21日

各　　位

会　社　名　ハイブリッド・サービス株式会社
代表者名　代表取締役社長　片野　純夫
(コード番号　2743　JASDAQ)
問合せ先
役職・氏名　取締役管理部長兼総務部長　池上　純哉
電　　話　03-6731-3414

株式会社SAMホールディングスとの資本業務提携及び当社普通株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成25年６月21日開催の当社取締役会において、株式会社ＳＡＭホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）との間で、資本業務提携（以下、「本資本業務提携」といいます。）を締結し、公開買付者による当社普通株式（下記、「２．公開買付者が買付け等を行う株券等の種類」にて定義しております。以下同じ。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すること（以下「本意見表明」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社と公開買付者は、本公開買付けの成立後においても、当社普通株式の上場を維持する方針を両社の共通認識としております。

記

１．公開買付者及び資本業務提携の相手先の概要

（1）商　　号	株式会社ＳＡＭホールディングス	
（2）本店所在地	東京都新宿区新宿二丁目５番10号	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役　佐藤　昌弘	
（4）事業内容	投資事業	
（5）資本金の額	9百万円（平成25年6月21日現在）	
（6）設立年月日	平成25年3月8日	
（7）大株主及び持株比率	佐藤　昌弘　900株（100％）	
（8）公開買付者と当社の関係等	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はございません。

２．公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）

３．資本業務提携の理由並びに本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

（１）意見の内容

当社は、平成25年６月21日開催の当社取締役会において、ＳＡＭホールディングスとの間に本資本業務提携を締結するとともに、本公開買付けについて、下記「（２）意見の根拠及び理由」に基づき、本意見表明を決議いたしました。

（２）意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社普通株式を取得及び保有することを主たる事業として、平成25年３月に設立された株式会社であり、首都圏を中心にマンションの仕入・開発・分譲・管理等を行う株式会社レクシオ（東京都新宿区）の創業者である佐藤昌弘氏が代表取締役を務め、その発行済株式の全てを所有しております。

このたび、公開買付者は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場（注１）に上場している当社普通株式のうち、当社の親会社である株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」といいます。）が所有する当社普通株式26,778株（所有割合（注２）にして54.79%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。））を取得することを目的に、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、本公開買付けは、当該取得により公開買付者が所有する当社株券等に係る株券等所有割合が三分の一を超えることとなるため、金融商品取引法第27条の２第１項第２号の規定に従い公開買付けの手続をとるとのことです。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、当社の親会社であるエフティコミュニケーションズとの間で、平成25年６月21日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、エフティコミュニケーションズが所有する当社普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意を得ているとのことです。なお、本応募契約の内容につきましては、下記「４．公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、公開買付者は、当社との間で、平成25年６月21日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する決議を行い、かつ、その取締役会決議を維持する旨の合意を得ております。なお、本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「９．本資本業務提携の内容」をご参照ください。

公開買付者は、上記のとおり、当社の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有する当社普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）を取得するために本公開買付けを実施し、また、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおける買付予定数の下限及び上限をエフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式数と同数（26,778株）に設定しているとのことです。よって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,778株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方で、応募株券等の総数が買付予定数の上限（26,778株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第５項及び内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおける当社普通株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定にあたり、本公開買付けが当社の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している当社普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、本公開買付価格についてはエフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格にしたとのことです。公開買付者は、当社が公表している財務情報、当社に対して実施した事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、公開買付け成立後も引き続き当社普通株式の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、当社普通株式の直近の市場株価を基準にすべきと考え、本公開買付けの公表日の前営

業日である平成25年６月20日までの大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における当社普通株式の直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ27,397円、30,157円及び31,420円。小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）の推移を基礎に本応募契約の相手方であるエフティコミュニケーションズとの間で協議・交渉を行ったところ、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘氏に当社株式の取得について打診があった平成24年11月頃から比べると当社普通株式の市場株価は上昇しているものの、当社が平成25年５月14日付で公表した平成25年12月期第１四半期決算短信の連結業績（当該第１四半期連結累計期間における前年同期比は、売上高4.7%減、営業利益92.3%減、経常利益97.1%減、四半期純利益98.9%減）及び当社が平成25年６月19日付で公表した業績予想の修正（平成25年12月期第２四半期（累計）及び通期ともに、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれもが前回発表予想を下回り、第２四半期（累計）においては四半期純損失を計上）も考慮し、最終的に25,400円とすることで合意に至ったことから、平成25年６月21日に本公開買付価格を25,400円としたとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等の措置を講じていないとのことです。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年６月21日の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における当社普通株式の終値25,900円に対して1.93%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、ディスカウントの計算において同じです。）、直近１ヶ月間の終値の単純平均値27,397円に対して7.29%、直近３ヶ月間の終値の単純平均値30,157円に対して15.77%、直近６ヶ月間の終値の単純平均値31,420円に対して19.16%のディスカウントをした価格となります。

（注１）平成25年７月16日付で予定されている大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の現物市場の統合に伴い、当社普通株式は、当該統合日において東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱのスタンダード区分に上場することとなります。

（注２） 所有割合は、当社が第28期第１四半期報告書（平成25年５月15日提出）に記載した平成25年３月31日現在の発行済株式総数（57,319株）から同四半期報告書に記載した平成25年３月31日現在当社が保有する自己株式数（8,444株）を控除した株式数（48,875株）に占める所有株式数の割合であります。

②本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和61年にワードプロセッサーおよびＰＯＳレジ用インクリボン、インクジェットカートリッジの販売会社として創業し、市場ニーズの変化・オフィス用品業界の動向変化にあわせて、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジの品揃えの充実を図り、主にマーキングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）市場において特定メーカーの枠に縛られない独立系企業として、海外調達を含めた独自の仕入れルートの開拓による商品調達力を強みに、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える商品供給体制を整え、マーキングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、全国の有力な卸・小売業者、通販企業向けに販売しております。しかし、当社の主力事業が属するオフィス事務用品のＯＡサプライ品市場は、企業のコスト削減意識の定着やペーパーレス化の進行等により、消耗品需要の減少及び販売価格の下落傾向が顕著となり、利益確保を重視した積極的な新規顧客、新商材の開拓等、強固な営業基盤の構築に努めたものの、業界内での過当競争による売上高及び売上総利益率の低下は自助努力だけでは困難な状況となり、新たなビジネスパートナーとの協業による新たなビジネスモデルの構築が喫緊の課題となっておりました。

このような状況のもと、当社は平成19年11月１日付でエフティコミュニケーションズと資本業務提携契約（以下「平成19年11月１日付資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同社により実施された公開買付けにより当社普通株式27,778株（当該公開買付けに係る公開買付報告書（平成19年12月５日提出）に記載された買付け等後における株券等所有割合：51.00%）が取得された後現在に至るまで、エフティコミュニケーションズの連結子会社となり、同社との業務提携のもと、新規ビジネスとして、環境関連商品（太陽光発電システムなど）市場、ファシリティ関連市場、ファニチャー市場へと事業ドメインの拡大を進め、需要開拓を強化すべく、新規商材の開拓や既存顧客への提案に取り組み、新たなビジネスモデルの構築に努めてまいりました。

また、当社とエフティコミュニケーションズは、ＯＡ機器販売、ＯＡ機器の消耗品販売という事業内容から、顧客への商品・サービスの提供に関し、ビジネスモデルの面において共有する要素を持ち合わせておりました。そし

て当社が有する多岐にわたる商品供給能力と、エフティコミュニケーションズが有する中小企業の顧客基盤や営業力・サポート体制とのリレーションを強化し、協業していくことにより両社の業績向上に努めてまいりましたが、マーキングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして卸売、通販事業者への販売に強みがある当社と、中小企業向けの小売販売に強みがあるエフティコミュニケーションズとでは、営業基盤、営業手法の違いが大きく、当初想定していたシナジー効果が発揮出来ない状況となっております。

なお、当社は、環境関連事業において一部の取引先との間で不適切な取引が存在する疑義が生じたとして、平成24年５月31日に第三者調査委員会の設置を決議し、同年７月24日付で第三者調査委員会より調査報告書を受領しております。そして、当社は、当該第三者調査委員会による調査及びその後の社内調査の結果を受けて、在庫の不適切な返品処理に関する会計処理を訂正するため、同年７月30日付で、過年度の有価証券報告書（平成21年12月期、平成22年12月期及び平成23年12月期）、四半期報告書（平成21年12月期第２四半期及び第３四半期並びに平成22年12月期の第１四半期乃至第３四半期）及び内部統制報告書（平成21年12月期、平成22年12月期及び平成23年12月期）の各訂正報告書を提出しております。

さらに、同報告書に記載された当社及び当社の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役並びに当社の元取締役による善管注意義務等法令違反の可能性がある旨の指摘等の事実関係の確認・精査を行うため、同年８月６日に特別コンプライアンス委員会の設置を決議し、同年10月４日付で特別コンプライアンス委員会より調査報告書を受領しております。なお、同報告書の結果は、当社及びエフティコミュニケーションズについて、両社のコンプライアンス意識に問題はあるものの、両社の取締役らにつき任務懈怠等の法的義務違反及び善管注意義務違反、忠実義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されず、民事上、刑事上の責任は認め難いと判断されております。なお、上記の過年度の決算訂正に対する課徴金は課されておりません。

一方、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘氏は、それまでの斯業経験から平成11年４月に株式会社東興住宅（現 株式会社レクシオ）を創業し、徹底したマーケティングによりお客様の声を活かした「求められるマイフィットマンション」、優れた品質のマンションをリーズナブルな価格で市場に供給することをコンセプトとした「リスペックマンションプロジェクト」等のマンション販売事業を主に手掛けてまいりました。また、平成15年６月には株式会社レクシオの子会社として株式会社レクシオ・ライフパートナーを設立し、同社においては主に自社が販売した首都圏におけるファミリーマンション物件の管理業務を行っております。佐藤昌弘氏はこれまでの経営者としての経験、情報ネットワーク、マーケティング力、企画提案力を活かせる事業として、M&Aを視野に入れた投資事業に着目していたとのことです。

そのような中、平成24年11月頃、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘氏は、M&A及び不動産コンサルティング業並びに保険代理店業を営む有限会社北里を通じて当社の親会社であるエフティコミュニケーションズから、同社が所有する当社普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の買付者として当社の新たなパートナーへの打診を受けたところ、新規に投資事業を立ち上げることを企図し、投資候補先の選定を行っていた佐藤昌弘氏とエフティコミュニケーションズの意向が合致したことから、平成25年３月、当社に対して事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを実施し、当社普通株式の取得について検討を始めたとのことです。一方で、佐藤昌弘氏は、新たな事業を始めるにあたり、短期的に株式売却益だけを目的とする売買ではなく中長期的に対象企業の経営に関与し、自ら対象企業の成長を支援し対象企業の企業価値向上に寄与するため、平成25年３月に公開買付者を設立し、株式会社レクシオ及び株式会社レクシオ・ライフパートナーの代表取締役を退任し、保有していた両社の株式も売却したとのことです。そして、公開買付者は、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘氏が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで当社自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて当社の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって当社の収益の向上が見込めるとの考えのもと、当社と当社の企業価値の向上について検討・協議を行いました。その結果、佐藤昌弘氏が今まで培ってきた不動産ネットワークを活用することにより、当社にとっては比較的新規事業であるファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、ＬＥＤ照明等の環境配慮型商品の販売等）の業容拡大が見込めること、また、佐藤昌弘氏という経営人材を派遣することにより当社のかねてよりの主力事業であるマーキングサプライ事業の営業強化をしつつ既存業務の合理化を行うことができることから、公開買付者が当社に経営

参画することによる当社の企業価値向上が可能であると判断し、平成25年６月21日、エフティコミュニケーションズとの間で本応募契約を、また、当社との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けの実施を決定するに至ったとのことです。

なお、上記のとおり、当社において過去に不適切な取引及び会計処理が行われた事実はございますが、公開買付者といたしましては、当社に対して行ったデュー・ディリジェンスにおいてこれまでの経緯について報告を受けた上で、有価証券報告書等の過年度の決算訂正も速やかに実施されており、内部統制の整備及び運用の重要性について強い認識をもち、第三者調査委員会や特別コンプライアンス委員会からの提言を踏まえて、是正措置、再発防止措置を講じるべく、コンプライアンス教育の強化、内部通報制度の周知徹底等を実施する当社の姿勢も確認したことから、本公開買付けによる当社普通株式の取得について問題がないものと判断しているとのことです。

③　当社が本資本業務提携契約の締結並びに本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社の主力事業であるマーキングサプライ事業が属するオフィス事務用品のＯＡサプライ品市場は、企業のコスト削減意識の定着やペーパーレス化の進行により、消耗品の需要は年々微減する傾向が続いておりました。そのような状況のもと、平成19年11月に親会社であるエフティコミュニケーションズによる当社普通株式の公開買付けに賛同し、同社との業務提携体制のもと、新規ビジネスとして、環境関連商品（太陽光発電システムなど）市場、ファシリティ関連市場、ファニチャー市場へと事業ドメインを拡大してまいりました。

しかしながら、オフィス事務用品のＯＡサプライ品市場における消耗品需要は依然として低調に推移し、環境関連商品市場においても、異業種の参入が相次ぎ、企業間競争はさらに激しさを増しております。

このような市場環境のもと、当社はマーキングサプライ品市場に留まることなく、新規分野への積極的な展開による事業ドメインの拡大と各事業ポートフォリオの着実な育成による経営基盤の強化を図ることが重要課題であると認識しております。

こうした状況の中、当社は、平成25年３月より公開買付者との間で本資本業務提携並びに本公開買付けの実施について検討・協議を重ねました。その結果、当社のファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、ＬＥＤ照明等の環境配慮型商品の販売等）の各新規事業の更なる業容拡大を展開するには、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘氏が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで当社自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて当社の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって当社の収益の向上が見込めるとの考えのもと、公開買付者の有する不動産ネットワークの活用が有効であると判断し、また、公開買付者からの取締役派遣などの経営参画によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、過去における不適切な取引及び会計処理によって毀損した信頼の回復に努めていくことが、当社の企業価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、下記「（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式会社エスネットワークス（以下「エスネットワークス」といいます。）より取得した当社の株式価値算定書の内容、当社のリーガル・アドバイザーであるみらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役である櫻井紀昌から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年６月21日開催の取締役会において、利害関係を有しない取締役３名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。また、上記当社取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

本公開買付けによって、当社の株主の皆様は当社普通株式を売却する機会を得ることとなりますが、当社の株主の皆様が本公開買付けに対して応募しないことも可能です。また、公開買付者によれば、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものではないとのことですので、現時点においては、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場において売却する機会が維持されることが予定されております。

なお、本公開買付価格については、下記、「（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担

保するための措置」の「④当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の市場株価平均法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とエフティコミュニケーションズとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も当社普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社の株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、当社取締役会は、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。

④　本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付け成立後の当社及び公開買付者の提携・協力関係については、平成25年６月21日付で当社と公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結しておりますが、本資本業務提携契約において本公開買付け成立後に両社で協議する旨定められている事項及び本資本業務提携契約に定めがない事項につきましては、本公開買付け成立後に両社で検討することを予定しております。

なお、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘氏は、本公開買付け成立後、できるだけ早い時期に当社の取締役として当社の経営に参加する予定とのことですが、現時点においてその時期等は未定とのことです。

当社と当社の親会社であるエフティコミュニケーションズは、平成19年11月１日に締結した平成19年11月１日付資本業務提携契約及びその後の協定に基づき、現在、エフティコミュニケーションズは当社に対し取締役１名（鳴海輝正）の派遣と15名の従業員を出向させておりますが、本応募契約において、エフティコミュニケーションズは、本公開買付けの成立を条件に当社との間で平成19年11月１日付資本業務提携契約を速やかに合意解約するよう努力することに合意し、また、当社がエフティコミュニケーションズから当社への出向者の出向を当社の裁量で終了できることを確認しております。但し、公開買付者は、当社の円滑な業務推進のために、本公開買付け成立後も当社とエフティコミュニケーションズとの間の業務上の提携関係を継続させたいと考えており、その趣旨にはエフティコミュニケーションズも同意いただいていることから、特段の事情がない限り引き続き鳴海輝正に当社取締役として経営に参画していただくこと、また、エフティコミュニケーションズから当社への従業員の出向についても当面の間は継続していただくことを考えているとのことです。なお、鳴海輝正は、エフティコミュニケーションズが平成25年６月27日開催予定の定時株主総会をもって任期満了に伴い、エフティコミュニケーションズの取締役を退任する予定です。

また、当社とエフティコミュニケーションズは平成19年11月１日付資本業務提携契約の解消に関する詳細について協議を行い本公開買付け成立後、平成19年11月１日付資本業務提携契約の解消に関する合意書を締結する予定です。

（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社の親会社であるエフティコミュニケーションズが公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、当社の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保するために、以下の措置をとっております。

①当社における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、当社の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、エスネットワークスから取得した株式価値算定書の内容、みらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年６月21日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。

一方で、本公開買付価格に関しては、当社、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスより取得した株式価値算定書における市場株価平均法及びＤＣＦ法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とエフティコミュニケーションズとの

協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も当社普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議しております。

なお、上記取締役会には、鳴海輝正を除く取締役３名（うち社外取締役１名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っております。当社取締役のうち鳴海輝正は、本公開買付けに関する審議及び決議の時点で公開買付者との間で本応募契約を締結している当社の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議には参加しておりません。

また、上記取締役会においては、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が出席し、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べております。

②当社における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

本意見表明は、第三者である公開買付者が当社の支配株主であるエフティコミュニケーションズからの当社普通株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け成立後に予定されている当社とエフティコミュニケーションズとの間の平成19年11月１日付資本業務提携契約の解約とともに当社の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条の２に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、当社は、本日開催の取締役会に先立ち、同日、支配株主との間に利害関係を有しない大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌から、本公開買付けについて、①本公開買付けの目的は、公開買付者の代表者である佐藤昌弘氏が当社の経営に参画することにより、営業基盤強化、業務の合理化、不動産ネットワークの活用による新規事業の業容拡大等が期待できることにあり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的とは認められない、②公開買付者は、本公開買付けが成立した後も当社普通株式の上場を維持する方針であり、本公開買付けの成立後において、当社の置かれる環境が大幅に変わることなく、証券市場における株主との関係も従来通りと見込まれる、③本公開買付け成立後には、公開買付者が経営に参画することが予定されているものの、その時期や関わり方については今後の協議に委ねられており、現状の社内体制に急激な変化が起きることは予定されていないことから、本意見表明に係る当社の決定が、少数株主にとって不利益なものではない、④現在、当社はエフティコミュニケーションズ及び同社グループ企業との間に商品販売等の取引関係があるものの、その取引金額は重要性に乏しいことから、本公開買付け成立後に予定されている平成19年11月１日付資本業務提携契約の解約が当社の業績に与える影響は軽微であり、また、当該契約を解約しても、エフティコミュニケーションズが当社に派遣している鳴海輝正（公表日現在当社取締役営業統括本部長）を引き続き当社取締役として経営に参画させること、エフティコミュニケーションズから当社への従業員の出向についても当面の間は継続することなど、その影響を緩和する措置がとられていることから、平成19年11月１日付資本業務提携契約の解約に係る当社の決定が、少数株主にとって不利益なものではない、と判断する旨の意見書を入手しております。

なお、櫻井紀昌は、かかる意見書において、①本公開買付価格の算定にあたっては、事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを行い、適切な手順により得られた客観的資料に基づく検討を踏まえたものであり、一定の客観性があるものの、②本公開買付価格が、類似会社比準法に基づく価格のレンジを上回る反面、市場株価平均法及びDCF法に基づく価格レンジを下回ること、③本公開買付けはエフティコミュニケーションズが保有する当社普通株式の取得を企図したものであり、本公開買付価格がエフティコミュニケーションズと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであること、④本公開買付け成立後も当社普通株式の上場が維持されること、⑤平成25年６月19日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」において当社の業績予想を修正したこと等の事情を総合的に鑑みると、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては、当職において断定的に判断することができない。従って、応募にあたっては、株主の判断に委ねることが相当である旨を併せて意見を述べております。

③リーガル・アドバイザーからの助言

当社は、当社取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、当社のリーガル・アドバイザーにみらい総合法律事務所を選任し、同法律事務所から当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、同法律事務所はエフティコミュニケーションズの顧問も務めておりますが、本件に関しては適正手続及び公正性確保の見地から、当社のリーガル・アドバイザーとして、適切な助言を頂いております（エフティコミュニケーションズはサン総合法律事務所を別途リーガル・アドバイザーに選任しております。）。

④当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性を担保するための資料として、当社、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、エスネットワークスから平成25年６月20日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、エスネットワークスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。エスネットワークスは、当社、公開買付者及びエフティコミュニケーションズの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有しておりません。

エスネットワークスは、市場株価平均法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）及び類似会社比準法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っております。

上記各手法において算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	25,900円から	31,420円
ＤＣＦ法	41,596円から	59,703円
類似会社比準法	9,263円から	21,513円

(i)　市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成25年６月20日として、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における当社普通株式の基準日終値（25,900円）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（27,397円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ））、過去３ヶ月間の終値の単純平均値（30,157円）及び過去６ヶ月間の終値の単純平均値（31,420円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を25,900円から31,420円と算定しております。

(ii)　ＤＣＦ法

ＤＣＦ法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年12月期第１四半期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を41,596円から59,703円までと算定しております。

なお、ＤＣＦ法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

(iii) 類似会社比準法

類似会社比準法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式１株当たりの株式価値を9,263円から21,513円までと算定しております。

（４）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

当社普通株式は大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限（26,778株）を設定しておりますので、本公開買付け後に公開買付者が所有する当社普通株式の所有株式数は最大で26,778株（所有割合：54.79%）にとどまります。従って、本公開買付けの成

立後も、当社普通株式は、引き続き大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場への上場が維持される予定であります。

（５）いわゆる二段階買収に関する事項

該当事項はございません。

４．公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の親会社であるエフティコミュニケーションズとの間で、平成25年６月21日付で本応募契約を締結し、エフティコミュニケーションズが本公開買付けの公表日現在所有する当社普通株式（26,778株、所有割合：54.79%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

本応募契約においては、エフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募するための前提条件として、①本公開買付けが開始され、撤回されていないこと、②当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の決議を行っていること、③公開買付者について本応募契約に定める重要な義務（注３）の違反が存しないこと、④本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注４）が真実かつ正確であることが定められておりますが、エフティコミュニケーションズが、その裁量によりこれらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、エフティコミュニケーションズは同契約において、上記「３．（２）意見の根拠及び理由　④本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立を条件に当社との間で平成19年11月１日付資本業務提携契約を速やかに合意解約するよう努力することに合意し、また、当社がエフティコミュニケーションズから当社への出向者の出向を当社の裁量で終了できることを確認しております。但し、公開買付者は、特段の事情がない限り、エフティコミュニケーションズが当社に派遣している鳴海輝正に引き続き当社取締役として経営に参画していただくこと、また、エフティコミュニケーションズから当社への従業員の出向についても当面の間は継続していただくことを考えているとのことです。

（注３）本応募契約において、公開買付者は、（ⅰ）本公開買付けを実施する義務、（ⅱ）本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、（ⅲ）秘密保持義務を負っています。

（注４）本応募契約においては、（ⅰ）公開買付者の適法かつ有効な設立・存続、（ⅱ）本応募契約を締結し履行する権限の存在、（ⅲ）本応募契約についての強制執行の可能性、（ⅳ）本応募契約の締結及び履行の関係法令・契約等との抵触の不存在、（ⅴ）公開買付者に関する倒産手続等の不存在、（ⅵ）公開買付者の本公開買付けに必要な資金の所有、（ⅶ）公開買付者と暴力団との関係の不存在が、公開買付者の表明保証事項とされています。

５．公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はございません。

６．会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はございません。

７．公開買付者に対する質問

該当事項はございません。

８．公開買付期間の延長請求

該当事項はございません。

9．本資本業務提携の内容

当社と公開買付者は、平成 25 年6月 21 日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は、以下のとおりです。なお、本公開買付けの公表日現在において、当社は下記（iii）(b) に掲げる事項を行う予定はなく、また、当社及び公開買付者との間で同事項に関し合意している事項はありません。

(i) 本公開買付けの実施

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書の内容にて、本公開買付けを実施する。

(ii) 本公開買付けへの賛同等

(a) 当社は、当社の取締役会において、平成25年6月21日に本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行い、かつ、大阪証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨を公表する。また、当社は、本公開買付け開始と同日に、法令に従いその旨を記載した意見表明報告書を提出する。

(b) 当社は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、上記 (a) に定める本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。

(iii) 重要事項の決定

(a) 当社は、本資本業務提携契約締結日以降、善良なる管理者の注意をもって、本資本業務提携契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により当社の業務の執行及び財産の管理・運営を遂行するものとし、かつ、その子会社をしてこれらを行わせしめる。

(b) 当社は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者の事前の書面による承諾のある場合を除き、（イ）定款その他重要な内部規則の変更、（ロ）重要な資産の譲渡、担保権の設定その他の処分、（ハ）業務上重要な契約の締結、修正、解約、解除又は終了、（ニ）組織再編行為、（ホ）その他当社の運営、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債、将来の収益計画又は信用状況等に重大な影響を与えるおそれのある一切の行為等を行い、また当社の子会社をして行わせてはならない。

(iv) 業務提携

当社及び公開買付者は、当社の企業価値を向上させることを目的に、公開買付者による当社への経営指導、財務コンサルティング、営業コンサルティング、役員及び人材の派遣、従業員の出向等を含めて、業務提携することに合意する。

そして、当社及び公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当該提携の具体的な条件及び内容並びに当社のその後の経営体制、成長戦略及び事業展開の方針等について協議するものとする。

(v) 協議事項

当社は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く）、（イ）会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムを含む）に関する決定及び変更、（ロ）経営計画の策定、（ハ）重要な組織変更、（ニ）事業所の開設、閉鎖、移動、（ホ）訴訟等に関する行為（訴訟等の提起を除く）等を行い、又は、当社の子会社をして行わせる場合には、公開買付者との間で事前に協議を行うものとする。

(vi) 報告事項

当社は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者に対して、(a)（イ）主要な販売先及び仕入先との取引状況、（ロ）金融機関との取引状況、（ハ）キャッシュフローに関する状況、（ニ）長期滞留在庫及び総在庫の状況、（ホ）長期滞留債権及び総滞留債権の状況等を、毎月報告し、(b) 四半期決算を、各四半期に報告し、(C) 決算を各期末に報告し、(d)（イ）取引に関する不測の損害に関する事項、（ロ）従来予定していなかった在庫処分に関する事項、（ハ）在庫の評価損に関する事項等を、随時報告するものとする。

１０．　日程

取締役会決議	：平成25年６月21日
本資本業務提携契約の締結	：平成25年６月21日
公開買付開始公告日	：平成25年６月24日
公開買付期間	：平成25年６月24日から平成25年７月22日まで
決済の開始日	：平成25年７月26日

１１．　支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けについての本意見表明及び本公開買付け後に予定されている当社とエフティコミュニケーションズとの間の平成19年11月１日付資本業務提携契約の解約は、支配株主との取引に該当します。当社が、平成25年３月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主である親会社との営業取引については、少数株主保護に関する指針に従い、市場実勢を勘案の上、一般的取引と同様の条件によっております。」としております。

当社は、本意見表明を決定するに当たって、少数株主の利益を害することのないよう、「３．資本業務提携の理由並びに本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載されるとおり、①支配株主との利益相反のおそれを回避するため、エフティコミュニケーションズの取締役を兼務している取締役鳴海輝正を当社の取締役会における本公開買付けに関する議案の審議及び決議に一切参加させず、②当社のリーガル・アドバイザーであるみらい総合法律事務所からの助言を受け、③本日付で大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌から本意見表明に係る当社の決定が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書の提出を受けたほか、④本公開買付価格の妥当性についても、当社、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスに対して当社の株式価値の算定を依頼する等の措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

１２．　今後の見通し

（１）本公開買付後の方針等

本公開買付後の方針等については、「３．（２）意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付に賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「④本公開買付け成立後の経営方針」、「３．（４）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無」をご参照ください。

（２）今後の業績の見通し

本公開買付が当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

（参考資料）公開買付者による公表文【別添】

平成 25 年６月 21 日

各　　位

会　社　名　株式会社ＳＡＭホールディングス
代 表 者 名　代表取締役　　佐 藤　　昌 弘

ハイブリッド・サービス株式会社普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ＳＡＭホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年６月 21 日、下記のとおり、ハイブリッド・サービス株式会社（コード番号：2743、ＪＡＳＤＡＱスタンダード市場、以下「対象者」といいます。）普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有することを主たる事業として、平成 25 年３月に設立された株式会社であり、本日現在、首都圏を中心にマンションの仕入・開発・分譲・管理等を行う株式会社レクシオ（東京都新宿区）の創業者である佐藤昌弘が代表取締役を務め、その発行済株式の全てを所有しております。

このたび、公開買付者は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場（注１）に上場している対象者普通株式のうち、対象者の親会社である株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティコミュニケーションズ」といいます。）が所有する対象者普通株式（26,778 株、対象者が平成 25 年５月 15 日に提出した第 28 期第１四半期報告書に記載された平成 25 年３月 31 日現在の発行済株式総数（57,319 株）から同四半期報告書に記載された平成 25 年３月 31 日現在対象者が保有する自己株式数（8,444 株）を控除した株式数（48,875 株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）:54.79％（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。））を取得することを目的に、本公開買付けを実施することといたしました。なお、本公開買付けは、当該取得により公開買付者が所有する対象者株券等に係る株券等所有割合が三分の一を超えることとなるため、法第 27 条の２第１項第２号の規定に従い公開買付けの手続をとるものです。

（注１）平成 25 年７月 16 日付で予定されている大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の現物市場の統合に伴い、対象者普通株式は、当該統合日において東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱのスタンダード区分に上場することとなります。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズとの間で、平成 25 年６月 21 日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、エフティコミュニケーションズが本日現在所有する対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79％）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、本応募契約の内容につきましては、下記「（５）本公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、対象者との間で、平成 25 年６月 21 日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する決議を行い、かつ、その取締役会決議を維持する旨の合意を得ております。なお、本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「（５）本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は、上記のとおり、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが本日現在所有する対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）を取得するために本公開買付けを実施し、また、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおける買付予定数の下限及び上限をエフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式数と同数（26,778 株）に設定しております。よって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,778 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方で、応募株券等の総数が買付予定数の上限（26,778 株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、本公開買付けが対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、本公開買付けにおける対象者普通株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、エフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格とすることといたしました。

本公開買付価格（25,400 円）は、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成 25 年６月 20 日の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における対象者普通株式の終値 25,900 円に対して 1.93%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、ディスカウントの計算において同じです。）、直近１ヶ月間の終値の単純平均値 27,397 円（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して 7.29%、直近３ヶ月間の終値の単純平均値 30,157 円に対して 15.77%、直近６ヶ月間の終値の単純平均値 31,420 円に対して 19.16%のディスカウントをした価格となります。なお、本公開買付価格の算定の基礎や経緯等の詳細につきましては、下記「２．買付け等の概要」の「（４）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。

対象者が平成 25 年６月 21 日付で公表した「株式会社ＳＡＭホールディングスとの資本業務提携及び当社普通株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、対象者は、対象者のファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、LED 照明等の環境配慮型商品の販売等）の各新規事業の更なる業容拡大を展開するには、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで対象者自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて対象者の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって対象者の収益の向上が見込めるとの考えのもと、公開買付者の有する不動産ネットワークの活用が有効であり、また、公開買付者からの取締役派遣などの経営参画によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、後述する過去における不適切な取引及び会計処理によって毀損した信頼の回復に努めていくことが、対象者の企業価値の向上に寄与するものと判断したとのことです。対象者の

取締役会は、このような対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、株式会社エスネットワークス（以下「エスネットワークス」といいます。）より取得した対象者の株式価値算定書の内容、対象者のリーガル・アドバイザーであるみらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成 25 年６月 21 日開催の対象者の取締役会において、利害関係を有しない取締役３名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、上記取締役会にはすべての監査役が審議に参加し、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスより取得した株式価値算定書における市場株価平均法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とエフティコミュニケーションズとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、鳴海輝正氏を除く取締役３名（うち社外取締役１名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っているとのことです。対象者取締役のうち鳴海輝正氏は、本公開買付けに関する審議及び決議の時点で公開買付者との間で本応募契約を締結している対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会においては、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が出席し、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

対象者の意見の内容につきましては、下記「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

対象者は、昭和 61 年にワードプロセッサー及びＰＯＳレジ用インクリボン、インクジェットカートリッジの販売会社として創業し、市場ニーズの変化・オフィス用品業界の動向変化に合わせて、トナーカートリッジ、インクジェットカートリッジの品揃えの充実を図り、主にマーキングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）市場において特定メーカーの枠に縛られない独立系企業として、海外調達を含めた独自の仕入れルートの開拓による商品調達力を強みに、メーカーブランド品や汎用品に関わらず、市場ニーズに応える商品供給体制を整え、マーキングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして、全国の有力な卸・小売業者、通販企業向けに販売しております。しかし、対象者の主力事業が属するオフィス事務用品のＯＡサプライ品市場は、企業のコスト削減意識の定着やペーパーレス化の進行等により、消耗品需要の減少及び販売価格の下落傾向が顕著となり、利益確保を重視した積極的な新規顧客、新商材の開拓等、強固な営業基盤の構築に努めたものの、業界内での過当競争による売上高及び売上総利益率の低下は自助努力だけでは困難な状況となり、新たなビジネスパートナーとの協業による新たなビジネスモデルの構築が喫緊の課題となっておりました。

このような状況のもと、対象者は平成 19 年 11 月１日付でエフティコミュニケーションズと資本業務提携契

約（以下「平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同社により実施された公開買付けにより対象者普通株式 27,778 株（当該公開買付けに係る公開買付報告書（平成 19 年 12 月５日提出）に記載された買付け等後における株券等所有割合：51.00％）が取得された後現在に至るまで、エフティコミュニケーションズの連結子会社となり、同社との業務提携のもと、新規ビジネスとして、環境関連商品（太陽光発電システムなど）市場、ファシリティ関連市場、ファニチャー市場へと事業ドメインの拡大を進め、需要開拓を強化すべく、新規商材の開拓や既存顧客への提案に取り組み、新たなビジネスモデルの構築に努めてまいりました。また、対象者とエフティコミュニケーションズは、ＯＡ機器販売、ＯＡ機器の消耗品販売という事業内容から、顧客への商品・サービスの提供に関し、ビジネスモデルの面において共有する要素を持ち合わせておりました。そして対象者が有する多岐にわたる商品供給能力と、エフティコミュニケーションズが有する中小企業の顧客基盤や営業力・サポート体制とのリレーションを強化し、協業していくことにより両社の業績向上に努めておりましたが、マーキングサプライ品のワンストップ・ベンダーとして卸売、通販業者への販売に強みがある対象者と、中小企業向けの小売販売に強みがあるエフティコミュニケーションとでは、営業基盤、営業手法の違いが大きく、当初想定していたシナジー効果が発揮出来ない状況となっているとのことです。

また、対象者は、環境関連事業において一部の取引先との間で不適切な取引が存在する疑義が生じたとして、平成 24 年５月 31 日に第三者調査委員会の設置を決議し、同年７月 24 日付で第三者調査委員会より調査報告書を受領しております。そして、対象者は、当該第三者調査委員会による調査及びその後の対象者の社内調査の結果を受けて、在庫の不適切な返品処理に関する会計処理を訂正するため、同年７月 30 日付で、過年度の有価証券報告書（平成 21 年 12 月期、平成 22 年 12 月期及び平成 23 年 12 月期）、四半期報告書（平成 21 年 12 月期第２四半期及び第３四半期並びに平成 22 年 12 月期の第１四半期乃至第３四半期）及び内部統制報告書（平成 21 年 12 月期、平成 22 年 12 月期及び平成 23 年 12 月期）の各訂正報告書を提出しております。

さらに、同報告書に記載された対象者及び対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役並びに対象者の元取締役による善管注意義務等法令違反の可能性がある旨の指摘等の事実関係の確認・精査を行うため、同年８月６日に特別コンプライアンス委員会の設置を決議し、同年 10 月４日付で特別コンプライアンス委員会より調査報告書を受領しております。なお、同報告書の結果は、対象者及びエフティコミュニケーションズについて、両社のコンプライアンス意識に問題はあるものの、両社の取締役らにつき任務懈怠等の法的義務違反及び善管注意義務違反、忠実義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されず、民事上、刑事上の責任は認め難いと判断されております。なお、対象者によれば、上記の過年度の決算訂正に対する課徴金は課されていないとのことです。

公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、それまでの斯業経験から平成 11 年４月に株式会社東興住宅（現株式会社レクシオ）を創業し、徹底したマーケティングによりお客様の声を活かした「求められるマイフィットマンション」、優れた品質のマンションをリーズナブルな価格で市場に供給することをコンセプトとした「リスペックマンションプロジェクト」等のマンション販売事業を主に手掛けてまいりました。また、平成 15 年６月には株式会社レクシオの子会社として株式会社レクシオ・ライフパートナーを設立し、同社においては主に自社が販売した首都圏におけるファミリーマンション物件の管理業務を行っております。佐藤昌弘はこれまでの経営者としての経験、情報ネットワーク、マーケティング力、企画提案力を活かせる事業として、Ｍ＆Ａを視野に入れた投資事業に着目しておりました。

そのような中、平成 24 年 11 月頃、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、Ｍ＆Ａ及び不動産コンサルティング業並びに保険代理店業を営む有限会社北里を通じて対象者の親会社であるエフティコミュニケーショ

ンズから、同社が所有する対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）の買付者として対象者の新たなパートナーへの打診を受けたところ、新規に投資事業を立ち上げることを企図し、投資候補先の選定を行っていた佐藤昌弘とエフティコミュニケーションズの意向が合致したことから、平成 25 年３月、対象者に対して事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得について検討を始めました。一方で、佐藤昌弘は、新たな事業を始めるにあたり、短期的に株式売却益だけを目的とする売買ではなく中長期的に対象企業の経営に関与し、自ら対象企業の成長を支援し対象企業の企業価値向上に寄与するため、平成 25 年３月に公開買付者を設立し、株式会社レクシオ及び株式会社レクシオ・ライフパートナーの代表取締役を退任し、保有していた両社の株式も売却いたしました。そして、公開買付者は、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性を活用し、これまで対象者自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて対象者の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって対象者の収益の向上が見込めるとの考えのもと、対象者と対象者の企業価値の向上について検討・協議を行いました。その結果、佐藤昌弘が今まで培ってきた不動産ネットワークを活用することにより、対象者にとっては比較的新規事業であるファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、LED 照明等の環境配慮型商品の販売等）の業容拡大が見込めること、また、佐藤昌弘という経営人材を派遣することにより対象者のかねてよりの主力事業であるマーキングサプライ事業の営業強化をしつつ既存業務の合理化を行うことができることから、公開買付者が対象者に経営参画することによる対象者の企業価値向上が可能であると判断し、平成 25 年６月 21 日、エフティコミュニケーションズとの間で本応募契約を、また対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを実施することといたしました。なお、上記のとおり、対象者において過去に不適切な取引及び会計処理が行われた事実はございますが、公開買付者といたしましては、対象者に対して行ったデュー・ディリジェンスにおいてこれまでの経緯について報告を受けた上で、有価証券報告書等の過年度の決算訂正も速やかに実施されており、内部統制の整備及び運用の重要性について強い認識をもち、第三者調査委員会や特別コンプライアンス委員会からの提言を踏まえて、是正措置、再発防止措置を講じるべく、コンプライアンス教育の強化、内部通報制度の周知徹底等を実施する対象者の姿勢も確認したことから、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について問題がないものと判断しております。

（３）本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付け成立後の公開買付者及び対象者の提携・協力関係については、平成 25 年６月 21 日付で公開買付者と対象者との間で本資本業務提携契約を締結しておりますが、本資本業務提携契約において本公開買付け成立後に両社で協議する旨定められている事項、及び、本資本業務提携契約に定めがない事項につきましては、本公開買付け成立後に両社で検討することを予定しております。なお、本資本業務提携契約の内容につきましては、下記「（５）本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本資本業務提携契約」をご参照ください。

なお、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、本公開買付け成立後、できるだけ早い時期に対象者の取締役として対象者の経営に参加する予定ですが、現時点においてその時期等は未定です。

対象者と対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズは、平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約及びその後の協定に基づき、本日現在、対象者に対し取締役１名（鳴海輝正氏）の派遣と 15 名の従業員を出向させておりますが、本応募契約において、エフティコミュニケーションズは、本公開買付けの成立を条件に対象者との間で平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約を速やかに合意解約するよう努力することに合意し、また、対象者がエフティコミュニケーションズから対象者への出向者の出向を対象者の裁量で終了できることを

確認しております。但し、公開買付者は、対象者の円滑な業務推進のために、本公開買付け成立後も対象者とエフティコミュニケーションズとの間の業務上の提携関係を継続させたいと考えており、その趣旨にはエフティコミュニケーションズも同意いただいていることから、特段の事情がない限り引き続き鳴海輝正氏に対象者取締役として経営に参画していただくこと、また、エフティコミュニケーションズから対象者への従業員の出向についても当面の間は継続していただくことを考えております。なお、鳴海輝正氏は、エフティコミュニケーションズが平成 25 年６月 27 日開催予定の定時株主総会をもって任期満了に伴い、エフティコミュニケーションズの取締役を退任する予定です。

また、対象者とエフティコミュニケーションズは、平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約の解消に関する詳細の取り決めを決議し、本公開買付け成立後、平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約の解消に関する合意書を締結する予定とのことです。

（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、対象者の少数株主と利害が一致しない構造的な可能性がありうることを踏まえ、本公開買付価格の公正性を担保するために、以下の措置を講じているとのことです。

① 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、公開買付者の意向、エスネットワークスから取得した株式価値算定書の内容、みらい総合法律事務所から受けた法的助言、大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から取得した意見書等を踏まえ慎重に協議・検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成 25 年６月 21 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。

一方で、本公開買付価格に関しては、本公開買付価格が、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスより取得した株式価値算定書における市場株価平均法及びＤＣＦ法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には公開買付者とエフティコミュニケーションズとの協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者普通株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記取締役会には、鳴海輝正氏を除く取締役３名（うち社外取締役１名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っているとのことです。対象者取締役のうち鳴海輝正氏は、本公開買付けに関する審議及び決議の時点で公開買付者との間で本応募契約を締結している対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議には参加していないとのことです。

また、上記取締役会においては、監査役３名（うち社外監査役２名）の全員が出席し、いずれも当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会が本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明すること（以下「本意見表明」といいます。）は、第三者である公開買付者が対象者の支配株主であるエフティコミュニケーションズからの対象者普通株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明であり、本公開買付け成立後に予定されている対象者とエフティコミュニケーションズとの間の平成19年11月１日付資本業務提携契約の解約とともに対象者の支配株主との取引に該当するため、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第 12 条の２に基づき、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手が求められるところ、対象者は、平成 25 年６月 21 日開催の取締役会に先立ち、同日、支配株主との間に利害関係を有しない大阪証券取引所に独立役員として届出をしている社外監査役の櫻井紀昌氏から、本公開買付けについて、① 本公開買付けの目的は、公開買付者の代表者である佐藤昌弘が対象者の経営に参画することにより、営業基盤強化、業務の合理化、不動産ネットワークの活用による新規事業の業容拡大等が期待できることにあり、支配株主が少数株主の利益の犠牲のもとに利益を図る目的その他の不当な目的とは認められない、② 公開買付者は、本公開買付けが成立した後も対象者普通株式の上場を維持する方針であり、本公開買付けの成立後において、対象者の置かれる環境が大幅に変わることなく、証券市場における株主との関係も従来通りと見込まれる、③ 本公開買付け成立後には、公開買付者が経営に参画することが予定されているものの、その時期や関わり方については今後の協議に委ねられており、現状の社内体制に急激な変化が起きることは予定されていないことから、本意見表明に係る対象者の決定が、少数株主にとって不利益なものではない、④ 現在、対象者はエフティコミュニケーションズ及び同社グループ企業との間に商品販売等の取引関係があるものの、その取引金額は重要性に乏しいことから、本公開買付け成立後に予定されている平成19年11月１日付資本業務提携契約の解約が対象者の業績に与える影響は軽微であり、また、当該契約を解約しても、エフティコミュニケーションズが対象者に派遣している鳴海輝正氏（本日現在対象者取締役営業統括本部長）を引き続き対象者取締役として経営に参画させること、エフティコミュニケーションズから対象者への従業員の出向についても当面の間は継続することなど、その影響を緩和する措置がとられていることから、平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約の解約に係る対象者の決定が、少数株主にとって不利益なものではない、と判断する旨の意見書を入手しているとのことです。

なお、櫻井紀昌氏は、かかる意見書において、① 本公開買付価格の算定にあたっては、事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを行い、適切な手順により得られた客観的資料に基づく検討を踏まえたものであり、一定の客観性があるものの、② 本公開買付価格が、類似会社比準法に基づく価格のレンジを上回る反面、市場株価平均法及びＤＣＦ法に基づく価格レンジを下回ること、③ 本公開買付けはエフティコミュニケーションズが保有する対象者普通株式の取得を企図したものであり、本公開買付価格がエフティコミュニケーションズと公開買付者との間での交渉によって決定されたものであること、④ 本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場が維持されること、⑤ 平成 25 年６月 19 日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」において対象者の業績予想を修正したこと等の事情を総合的に鑑みると、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては、当職において断定的に判断することができない。従って、応募にあたっては、株主の判断に委ねることが相当である旨を併せて意見を述べているとのことです。

③ 対象者におけるリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役会での本公開買付けに係る意見表明を行うに至

る意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性を担保するための措置として、対象者のリーガル・アドバイザーにみらい総合法律事務所を選任し、同法律事務所から対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、同法律事務所はエフティコミュニケーションズの顧問も務めておりますが、本件に関しては適正手続及び公正性確保の見地から、対象者のリーガル・アドバイザーとして、適切な助言を受けているとのことです（エフティコミュニケーションズはサン総合法律事務所を別途リーガル・アドバイザーに選任しているとのことです。）。

④ 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性を担保するための資料として、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズから独立した第三者算定機関であるエスネットワークスに対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、エスネットワークスから平成25年６月20日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、エスネットワークスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。エスネットワークスは、対象者、公開買付者及びエフティコミュニケーションズの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して利害関係を有していないとのことです。

エスネットワークスは、市場株価平均法、ＤＣＦ法及び類似会社比準法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っているとのことです。

上記各手法において算定された対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	25,900円から	31,420円
ＤＣＦ法	41,596円から	59,703円
類似会社比準法	9,263円から	21,513円

(i) 市場株価平均法

市場株価平均法では、算定基準日を平成25年６月20日として、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における対象者普通株式の基準日終値（25,900 円）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値（27,397 円）、過去３ヶ月間の終値の単純平均値（30,157 円）及び過去６ヶ月間の終値の単純平均値（31,420円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を25,900円から31,420円と算定しているとのことです。

(ii)ＤＣＦ法

ＤＣＦ法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 25 年 12 月期第１四半期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの株式価値の範囲を 41,596 円から 59,703 円までと算定しているとのことです。

なお、ＤＣＦ法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

(iii)類似会社比準法

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式１株当たりの株式価値を 9,263 円から 21,513 円までと算定しているとのことです。

（５）本公開買付けに係る重要な合意

① 本応募契約

公開買付者は、上記のとおり、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズとの間で、平成 25 年６月 21 日付で本応募契約を締結し、エフティコミュニケーションズが本日現在所有する対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

本応募契約においては、エフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募するための前提条件として、① 本公開買付けが開始され、撤回されていないこと、② 対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の決議を行っていること、③ 公開買付者について本応募契約に定める重要な義務（注２）の違反が存しないこと、④ 本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注３）が真実かつ正確であることが定められておりますが、エフティコミュニケーションズが、その裁量によりこれらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。

また、エフティコミュニケーションズは、同契約において、上記「（３）本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立を条件に対象者との間で平成 19 年 11 月１日付資本業務提携契約を速やかに合意解約するよう努力することに合意し、また、対象者がエフティコミュニケーションズから対象者への出向者の出向を対象者の裁量で終了できることを確認しております。但し、公開買付者は、特段の事情がない限り引き続き、エフティコミュニケーションズが対象者に派遣している鳴海輝正氏に対象者取締役として経営に参画していただくこと、また、エフティコミュニケーションズから対象者への従業員の出向についても当面の間は継続していただくことを考えております。なお、鳴海輝正氏は、エフティコミュニケーションズが平成 25 年６月 27 日開催予定の定時株主総会をもって任期満了に伴い、エフティコミュニケーションズの取締役を退任する予定です。

（注２）本応募契約において、公開買付者は、（ⅰ）本公開買付けを実施する義務、（ⅱ）本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務、（ⅲ）秘密保持義務を負っています。

（注３）本応募契約においては、（ⅰ）公開買付者の適法かつ有効な設立・存続、（ⅱ）本応募契約を締結し履行する権限の存在、（ⅲ）本応募契約についての強制執行の可能性、（ⅳ）本応募契約の締結及び履行の関係法令・契約等との抵触の不存在、（ⅴ）公開買付者に関する倒産手続等の不存在、（ⅵ）公開買付者の本公開買付けに必要な資金の所有、（ⅶ）公開買付者と暴力団との関係の不存在が、公開買付者の表明保証事項とされています。

② 本資本業務提携契約

公開買付者と対象者は、平成 25 年６月 21 日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は、以下のとおりです。なお、本日現在において、対象者からは、下記（ⅲ）（b）に掲げる事項を行う予定はないとの連絡を受けており、また、公開買付者及び対象者との間で同事項に関し合意している事項はありません。

（ⅰ）本公開買付けの実施

公開買付者は、本公開買付けに係る公開買付届出書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。

（ⅱ）本公開買付けへの賛同等

(a) 対象者は、対象者の取締役会において、平成 25 年 6 月 21 日に本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行い、かつ、大阪証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨を公表する。また、対象者は、本公開買付け開始と同日に、法令に従いその旨を記載した意見表明報告書を提出する。

(b) 対象者は、本公開買付けの決済が終了するまでの間、上記 (a) に定める本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しない。

（ⅲ）重要事項の決定

(a) 対象者は、本資本業務提携契約締結日以降、善良なる管理者の注意をもって、本資本業務提携契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を遂行するものとし、かつ、その子会社をしてこれらを行わせしめる。

(b) 対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者の事前の書面による承諾のある場合を除き、（イ）定款その他重要な内部規則の変更、（ロ）重要な資産の取得、譲渡、担保権の設定その他の処分、（ハ）業務上重要な契約の締結、修正、解約、解除又は終了、（ニ）組織再編行為、（ホ）その他対象者の運営、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債、将来の収益計画又は信用状況等に重大な影響を与えるおそれのある一切の行為等を行い、また対象者の子会社をして行わせてはならない。

（ⅳ）業務提携

対象者及び公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の企業価値を向上させることを目的に、公開買付者による対象者への経営指導、財務コンサルティング、営業コンサルティング、役員及び人材の派遣、従業員の出向等を含めて、業務提携することに合意する。

そして、対象者及び公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、当該提携の具体的な条件及び内容並びに対象者のその後の経営体制、成長戦略及び事業展開の方針等について協議するものとする。

（ⅴ）協議事項

対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く）、（イ）会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムを含む）に関する決定及び変更、（ロ）経営計画の策定、（ハ）重要な組織変更、（ニ）事業所の開設、閉鎖、移動、（ホ）訴訟等に関する行為（訴訟等の提起を除く）等を行い、又は、対象者の子会社をして行わせる場合には、公開買付者との間で事前に協議を行うものとする。

（ⅵ）報告事項

対象者は、本資本業務提携契約締結日以降（本公開買付けが成立しなかった場合は除く。）、公開買付者に対して、(a)（イ）主要な販売先及び仕入先との取引状況、（ロ）金融機関との取引状況、（ハ）キャッシュフローに関する状況、（ニ）長期滞留在庫及び総在庫の状況、（ホ）長期滞留債権及び総滞留債権の状況等を、毎月報告し、(b) 四半期決算を、各四半期に報告し、(C) 決算を各期末に報告し、

(d) （イ）取引に関する不測の損害に関する事項、（ロ）従来予定していなかった在庫処分に関する事項、（ハ）在庫の評価損に関する事項等を、随時報告するものとする。

（６）本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、現時点において、本公開買付け成立後に、対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。

なお、公開買付者は、本公開買付けの買付予定の株券等の数において買付予定数の上限（26,778 株）を、エフティコミュニケーションズが本公開買付けに応募する旨の合意をしている株式数と同数（26,778 株）と設定しておりますので、本公開買付けにエフティコミュニケーションズ以外の対象者の株主の応募があった場合には、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うため、エフティコミュニケーションズは応募した対象者普通株式の全ての売却ができないこととなります。この点について、本応募契約において、エフティコミュニケーションズは、本公開買付け成立後３年間、公開買付者による事前の承諾がない限り、対象者普通株式を第三者に売却しないことに合意しております。但し、株主としての議決権その他の権利の行使については、公開買付者及びエフティコミュニケーションの間において何らも合意するものではなく、それぞれ自己の完全な裁量に基づいて独立してこれを行使することが合意されており、本日現在において、エフティコミュニケーションズは、公開買付者の実質的基準による特別関係者（法第 27 条の２第７項第２号）には該当しません。

（７）上場廃止となる見込み及びその事由

本日現在、対象者普通株式は大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場に上場しておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限（26,778 株）を設定しておりますので、本公開買付け後に公開買付者が所有する対象者普通株式の所有株式数は最大で 26,778 株（所有割合：54.79%）にとどまります。従って、本公開買付けの成立後も、対象者普通株式は、引き続き大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場への上場が維持される予定です。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

①	名称	ハイブリッド・サービス株式会社
②	所在地	東京都中央区新川一丁目３番 17 号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　　片野　純夫
④	事業内容	マーキングサプライ品（プリンタ印字廻りの消耗品）を中心としたＯＡサプライ品の販売、LED 証明・太陽光発電システムの販売、ファニチャーの販売、ファシリティ総合サービス
⑤	資本金	628 百万円（平成 25 年３月 31 日現在）
⑥	設立年月日	昭和 61 年 10 月６日
⑦	大株主及び持株比率 （平成 24 年 12 月 31 日現在）	株式会社エフティコミュニケーションズ　46.72% 山本　文彦　1.75% 道下　寛一　1.66% 森川　潤　1.42% 長江　芳実　1.40% 和田　成史　1.19% 大阪証券金融株式会社　0.93% マネックス証券株式会社　0.57% 中村　利博　0.51% ハイブリッド・サービス従業員持株会　0.46%
⑧	公開買付者と対象者の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関連会社は、公開買付者の関連当事者には該当しません。

（２）日程等

① 日程

公開買付開始公告日	平成 25 年６月 24 日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　http://info.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成 25 年６月 24 日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年６月 24 日（月曜日）から平成 25 年７月 22 日（月曜日）まで（20 営業日）

③ 対象者の請求に基づき延長の可能性

法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 25 年８月５日（月曜日）まで（30 営業日）となります。

（３）買付け等の価格

普通株式１株につき、金 25,400 円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、本公開買付けが対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、本公開買付価格については、エフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格とすることといたしました。

公開買付者は、対象者が公表している財務情報、対象者に対して実施した事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、対象者普通株式の直近の市場株価を基準にすべきと考え、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成 25 年６月 20 日までの大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における対象者普通株式の直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ 27,397 円、30,157 円及び 31,420 円）の推移を基礎にエフティコミュニケーションズとの間で協議・交渉を行ったところ、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘に対象者株式の取得について打診があった平成 24 年 11 月頃から比べると対象者普通株式の市場株価は上昇しているものの、対象者が平成 25 年５月 14 日付で公表した平成 25 年 12 月期第１四半期決算短信の連結業績（当該第１四半期連結累計期間における前年同期比は、売上高 4.7%減、営業利益 92.3%減、経常利益 97.1%減、四半期純利益 98.9%減）及び対象者が平成 25 年６月 19 日付で公表した業績予想の修正（平成 25 年 12 月期第２四半期（累計）及び通期ともに、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれもが前回発表予想を下回り、第２四半期（累計）においては四半期純損失を計上）も考慮し、最終的に 25,400 円とすることで合意に至ったことから、平成 25 年６月 21 日に、本公開買付価格を 25,400 円といたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格（25,400 円）は、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成 25 年６月 20 日の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における対象者普通株式の終値 25,900 円に対して 1.93%、直近１ヶ月間の終値の単純平均値 27,397 円に対して 7.29%、直近３ヶ月間の終値の単純平均値 30,157 円に対して 15.77%、直近６ヶ月間の終値の単純平均値 31,420 円に対して 19.16%のディスカウントをした価格となります。

② 算定の経緯

平成 24 年 11 月頃、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘は、M&Ａ及び不動産コンサルティング業並びに保険代理店業を営む有限会社北里を通じて対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズから、同社が所有する対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）の買付者として対象者の新たなパートナーへの打診を受けたところ、新規に投資事業を立ち上げることを企図し、投資候補先の選定を行っていた佐藤昌弘とエフティコミュニケーションズの意向が合致したことから、平成 25 年３月、対象者に対して事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得について検討を始めました。一方で、佐藤昌弘は、新たな事業を始めるにあたり、短期的に株式売却益だけを目的とする売買ではなく中長期的に対象企業の経営に関与し、自ら対象企業の成長を支援し対象企業の企業価値向上に寄与するため、平成 25 年３月に公開買付者を設立し、株式会社レクシオ及び株式会社レクシオ・ライフパートナーの代表取締役を退任し、保有していた両社の株式も売却いたしました。そして、公開買付者は、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘が不動産業を営む過程において構築した多数の建設会社、不動産デベロッパー及び不動産管理会社との関係性

を活用し、これまで対象者自身では接点の無かったそれらの不動産関連事業者に向けて対象者の輸入家具や太陽光発電システム等の販売を積極展開することによって対象者の収益の向上が見込めるとの考えのもと、対象者と対象者の企業価値の向上について検討・協議を行いました。その結果、佐藤昌弘が今まで培ってきた不動産ネットワークを活用することにより、対象者にとっては比較的新規事業であるファニチャー事業（輸入家具の販売等）、ファシリティ関連事業（オフィスの移転・新設・リニューアル等）及び環境関連事業（太陽光発電システム、LED 照明等の環境配慮型商品の販売等）の業容拡大が見込めること、また、佐藤昌弘という経営人材を派遣することにより対象者のかねてよりの主力事業であるマーキングサプライ事業の営業強化をしつつ既存業務の合理化を行うことができることから、公開買付者が対象者に経営参画することによる対象者の企業価値向上が可能であると判断し、平成 25 年６月 21 日、エフティコミュニケーションズとの間で本応募契約を、また対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを実施することといたしました。

以上の経緯を前提として、本公開買付けが対象者の親会社であるエフティコミュニケーションズが所有している対象者普通株式（26,778 株、所有割合：54.79%）を取得することを目的としているため、本公開買付価格については、エフティコミュニケーションズとの間で合意できる価格とすることといたしました。

公開買付者は、対象者が公表している財務情報、対象者に対して実施した事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果等を総合的に勘案した上で、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場での上場を維持する方針であることから、対象者普通株式の直近の市場株価を基準にすべきと考え、本公開買付けの実施について公表した前営業日である平成 25 年６月 20 日までの大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における対象者普通株式の直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値（それぞれ 27,397 円、30,157 円及び 31,420 円）の推移を基礎にエフティコミュニケーションズとの間で協議・交渉を行ったところ、公開買付者の代表取締役である佐藤昌弘に対象者株式の取得について打診があった平成24年11月頃から比べると対象者普通株式の市場株価は上昇しているものの、対象者が平成 25 年５月 14 日付で公表した平成 25 年 12 月期第１四半期決算短信の連結業績（当該第１四半期連結累計期間における前年同期比は、売上高 4.7%減、営業利益 92.3%減、経常利益 97.1%減、四半期純利益 98.9%減）及び対象者が平成 25 年６月 19 日付で公表した業績予想の修正（平成 25 年 12 月期第２四半期（累計）及び通期ともに、営業利益、経常利益、当期純利益のいずれもが前回発表予想を下回り、第２四半期（累計）においては四半期純損失を計上）も考慮し、最終的に 25,400 円とすることで合意に至ったことから、平成 25 年６月 21 日に本公開買付価格を 25,400 円といたしました。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
26,778（株）	26,778（株）	26,778（株）

（注１）応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,778 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（26,778 株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	－個	（買付け等前における株券等所有割合 －％）
買付予定の株券等に係る議決権の数	26,778 個	（買付け等後における株券等所有割合 54.79％）
対象者の総株主等の議決権の数	48,875 個	

（注１）「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（26,778 株）に係る議決権の数です。

（注２）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 28 期第１四半期報告書（平成 25 年５月 15 日提出）記載の平成 24 年 12 月 31 日現在の総株主等の議決権の数です。

（注３）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７）買付代金

680 百万円

（注）上記買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（26,778 株）に、１株当たりの買付価格（25,400 円）を乗じた金額です。

（８）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

② 決済の開始日

平成 25 年７月 26 日（金曜日）

（注）法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 25 年８月９日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人（下記（11）で定義します。）から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,778株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（26,778株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に準ずる事実とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（その他のＳＭＢＣ日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧ 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（10）公開買付開始公告日

平成 25 年６月 24 日（月曜日）

（11）公開買付代理人

ＳＭＢＣ日興証券株式会社

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、上記「１．買付け等の目的等」の「（３）本公開買付け成立後の経営方針」をご参照ください。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容については、上記「１．買付け等の目的等」の「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」及び「（５）本公開買付けに係る重要な合意」の「② 本資本業務提携契約」をご参照ください。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 親会社（当社株式の完成保有）の異動

対象者は、平成 25 年６月３日付で「親会社（当社株式の間接保有）の異動に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によりますと、株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）は、対象者の親会社であり光通信が議決権の所有割合にして 40.39％を出資するエフティコミュニケーションズについて、平成 25 年６月 27 日をもって、連結の範囲に含める見込みとなったとのことです。これにより、光通信が対象者の親会社（対象者の間接保有）に該当する見込みとなったとのことです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

② 業績予想の修正

対象者は、平成 25 年６月 19 日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表文によれば、対象者の平成 25 年 12 月期第２四半期（累計）及び平成 25 年 12 月期通期の連結業績見込は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

平成25年12月期第２四半期（累計）　連結業績見込

（平成25年１月１日～平成25年６月30日）　（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	１株当たり当期純利益
					円　銭
前回発表予想（A）	10,085	100	80	51	1,043.48
今回修正予想（B）	10,300	△24	△42	△25	△511.51
増減額（B－A）	215	△124	△122	△76	－
増減率（%）	2.1	－	－	－	－
(ご参考)前期第２四半期実績 (平成24年12月期第２四半期)	10,665	213	154	95	1,961.24

平成25年12月期通期　連結業績見込

（平成25年１月１日～平成25年12月31日）　（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
					円　銭
前回発表予想（A）	21,000	280	240	150	3,069.05
今回修正予想（B）	21,400	150	106	75	1,534.53
増減額（B－A）	400	△130	△134	△75	－
増減率（%）	1.9	－	－	－	－
(ご参考)前期実績 (平成24年12月期)	20,928	366	299	133	2,725.22

以　上